平成２２年（フ）第１７２号
山口県防府市大字江泊1165番地の１
債務者　松本　節子
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
山口県岩国市川下町２丁目９番55号
債務者　原田　達志
１　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１１３号
山口県岩国市室の木町４丁目72番１号
債務者　宮崎　大輔
１　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第６４号
長崎県南島原市西有家町長野2400番地
債務者　安達ひるえ
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第２１７３号
愛知県春日井市若草通５丁目82番地１　フレグランス若草Ａ棟201号
債務者　今川　沙織（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４６６号
愛知県あま市七宝町川部屋敷代22番地５
債務者　寿ファッションプレスこと　秦　篤子
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７１号
北九州市八幡西区上上津役４丁目23番53号
債務者　坪根　和行
１　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８７２号
北九州市八幡西区上上津役４丁目23番53号
債務者　坪根　友子
１　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８８７号
北九州市八幡西区引野１丁目11番21―407号
債務者　中竹　信次
１　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９２１号
北九州市八幡西区幸神２丁目２番26号
債務者　坪根向津子
１　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９５１号
北九州市小倉南区下石田１丁目20番24号
債務者　池田　春美
１　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２５号
鹿児島県鹿屋市大浦町14696番地３
債務者　寺園　勇樹
１　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
広島県福山市西深津町２丁目６番８号　市住35―２
債務者　瀧　昭子
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２６３号
広島県福山市高西町４丁目４番12号、旧住所京都府京都市上京区千本通一条上る泰童片原町663番地１　京都上京ハウス４棟206号
債務者　屋地元盛一
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４３５号
青森市大字幸畑字松元73番地23
債務者　成田トシエ
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
神奈川県横須賀市大津町１丁目21番Ｂ―501号
債務者　赤間ゆかり
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２４７号
神奈川県逗子市小坪４丁目19番６号
債務者　翁川　裕二
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部